

告 示

埼玉県告示第五百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

志木東口駅ビル

埼玉県新座市東北二丁目三十八番十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 埼玉県生活環境保全条例第六十六条第一項の規定により、店舗面積が五百平方メートル以上の小売店営業等に係る午後十時から午前六時における騒音は規制の対象となっております。営業時間の変更に伴い、この規制の対象となりますので、規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めてください。
- (2) 従前とおり、店舗利用者の路上駐車及び放置自転車等のないように努めてください。

二 縦覧期間

平成二十九年四月二十八日から平成二十九年五月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター